

# 第56号議案

令和4年12月16日  
任用給与課

## 東京都規則等の一部改正について（勤務時間関係・給与関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都規則等の一部改正については、申請（別添1）のとおり承認し、下記Ⅱの人事委員会承認事項の一部改正については、申請（別添2）のとおり承認する。

### 記

#### Ⅰ 東京都規則等の一部改正（別添1）

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 7 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則
- 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 10 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 11 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 12 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

- 13 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 14 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 15 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 16 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 17 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

## II 人事委員会承認事項の一部改正（別添2）

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）

## I 東京都規則等の一部改正

### 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

妊娠症状対応休暇の取得単位の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>妊娠症状対応休暇</b> 第18条第2項	<p>【取得単位の見直し】</p> <p>「日を単位として」            →「日又は時間を単位として」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考) 妊娠症状対応休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇</li> <li>○ 1回の妊娠について、日又は時間を単位として10日以内</li> </ul> </div>
<b>一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等</b> 第28条の3第1項  第2項	<p>【取得単位の見直しに伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1時間を単位として使用した特別休暇を日に換算する方法に係る規定に第18条（妊娠症状対応休暇）を追加</li> </ul> <p>例：1日の正規の勤務時間が7時間45分の職員            →7時間45分をもって1日に換算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別休暇の残日数の全てを使用する場合において、1時間未満の端数があるときは当該残日数を承認できるとする規定に、第18条（妊娠症状対応休暇）を追加</li> </ul> <p>【文言整備】</p> <p>「すべて」→「全て」</p>
<b>施行期日</b> 附則	令和5年1月1日

### 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「I」の「1」と同様の改正を行う。

### 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

妊娠症状対応休暇の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>特 別 休 暇</b> 第15条	【妊娠症状対応休暇の導入】 特別休暇に妊娠症状対応休暇を追加
<b>妊娠症状対応休暇</b> 第17条の2（新設）	【妊娠症状対応休暇の導入】 妊娠症状対応休暇については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第18条の規定を準用する。
<b>一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等</b> 第32条第1項 第2項	【妊娠症状対応休暇の導入に伴う規定整備】 ○ 1時間を単位として使用した特別休暇は、1日の勤務時間をもって1日と換算するとする規定等の対象に第17条の2（妊娠症状対応休暇）を追加 ○ 特別休暇の残日数の全てを使用する場合において、1時間未満の端数があるときは当該残日数を承認できるとする規定に、第17条の2（妊娠症状対応休暇）を追加
<b>施 行 期 日</b> 附則	令和5年1月1日

### 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

### 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

### 6 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

### 7 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

### 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

### 9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

### 10 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

「I」の「3」と同様の改正を行う。

## 11 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料表の改定を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容																																												
<b>範囲及び額</b> 第2条第2項表	<p>【支給額の改正】</p> <p>給料表改定を踏まえ支給額を改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">改正前</th> <th style="width: 20%;">改正後</th> <th style="width: 10%;">改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td style="text-align: right;">17,200円</td> <td style="text-align: right;">17,200円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td style="text-align: right;">21,500円</td> <td style="text-align: right;">21,500円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td style="text-align: right;">29,800円</td> <td style="text-align: right;">29,900円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>六</td> <td style="text-align: right;">37,800円</td> <td style="text-align: right;">37,900円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>七</td> <td style="text-align: right;">38,000円</td> <td style="text-align: right;">38,100円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八</td> <td>(1) style="text-align: right;"&gt;38,000円</td> <td style="text-align: right;">38,100円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>(2) style="text-align: right;"&gt;34,200円</td> <td style="text-align: right;">34,300円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">九</td> <td>(1) style="text-align: right;"&gt;1,600円</td> <td style="text-align: right;">1,600円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>(2) style="text-align: right;"&gt;1,700円</td> <td style="text-align: right;">1,700円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>(3) style="text-align: right;"&gt;2,100円</td> <td style="text-align: right;">2,100円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>(4) style="text-align: right;"&gt;3,500円</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正前	改正後	改定額	一	17,200円	17,200円	0円	二	21,500円	21,500円	0円	四	29,800円	29,900円	100円	六	37,800円	37,900円	100円	七	38,000円	38,100円	100円	八	(1) style="text-align: right;">38,000円	38,100円	100円	(2) style="text-align: right;">34,200円	34,300円	100円	九	(1) style="text-align: right;">1,600円	1,600円	0円	(2) style="text-align: right;">1,700円	1,700円	0円	(3) style="text-align: right;">2,100円	2,100円	0円	(4) style="text-align: right;">3,500円	3,500円	0円
区分	改正前	改正後	改定額																																										
一	17,200円	17,200円	0円																																										
二	21,500円	21,500円	0円																																										
四	29,800円	29,900円	100円																																										
六	37,800円	37,900円	100円																																										
七	38,000円	38,100円	100円																																										
八	(1) style="text-align: right;">38,000円	38,100円	100円																																										
	(2) style="text-align: right;">34,200円	34,300円	100円																																										
九	(1) style="text-align: right;">1,600円	1,600円	0円																																										
	(2) style="text-align: right;">1,700円	1,700円	0円																																										
	(3) style="text-align: right;">2,100円	2,100円	0円																																										
	(4) style="text-align: right;">3,500円	3,500円	0円																																										
<b>施行期日</b> 附則第1項	<p>公布の日（令和4年12月22日予定）</p> <p>令和4年4月1日に遡及して適用</p>																																												
<b>内 払</b> 附則第2項	<p>令和4年4月1日から施行日までに改正前の規則の規定により既に支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。</p>																																												

## 12 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

「I」の「11」と同様の改正を行う。

### 13 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会勧告等に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容																																							
<b>成 績 率</b> 第3条の4第1項	<p>【成績率の範囲の改正】</p> <p>勤勉手当の支給割合を0.10月（再任用職員は0.05月）引き上げることに伴う規定整備</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 支給額 = 給与月額 × 期間率 × 成績率</p> </div> <p>○ 令和4年12月期の成績率の範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">成績率の範囲</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定職</td> <td style="text-align: center;">1.0120 ～ 1.3799</td> <td style="text-align: center;">0.9240 ～ 1.2599</td> <td style="text-align: center;">1.150月</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td style="text-align: center;">0 ～ 2.05</td> <td style="text-align: center;">0 ～ 1.95</td> <td style="text-align: center;">1.425月</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td style="text-align: center;">0 ～ 2.20</td> <td style="text-align: center;">0 ～ 2.15</td> <td style="text-align: center;">1.325月</td> </tr> <tr> <td>課長代理級</td> <td style="text-align: center;">1.00125 ～ 1.65</td> <td style="text-align: center;">0.91225 ～ 1.55</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1.125月</td> </tr> <tr> <td>主任以下等</td> <td style="text-align: center;">1.0125 ～ 1.55</td> <td style="text-align: center;">0.9225 ～ 1.45</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">再 任 用</td> <td style="text-align: center;">指定職</td> <td style="text-align: center;">0.5280 ～ 0.7199</td> <td style="text-align: center;">0.4840 ～ 0.6599</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管理職</td> <td style="text-align: center;">0.5785 ～ 1.00</td> <td style="text-align: center;">0.5340 ～ 1.00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監督職</td> <td style="text-align: center;">0.4895 ～ 0.65</td> <td style="text-align: center;">0.4450 ～ 0.60</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0.550月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般職</td> <td style="text-align: center;">0.4950 ～ 0.65</td> <td style="text-align: center;">0.4500 ～ 0.60</td> </tr> </tbody> </table>		成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合	改正後	現行	指定職	1.0120 ～ 1.3799	0.9240 ～ 1.2599	1.150月	部長級	0 ～ 2.05	0 ～ 1.95	1.425月	課長級	0 ～ 2.20	0 ～ 2.15	1.325月	課長代理級	1.00125 ～ 1.65	0.91225 ～ 1.55	1.125月	主任以下等	1.0125 ～ 1.55	0.9225 ～ 1.45	再 任 用	指定職	0.5280 ～ 0.7199	0.4840 ～ 0.6599	管理職	0.5785 ～ 1.00	0.5340 ～ 1.00	監督職	0.4895 ～ 0.65	0.4450 ～ 0.60	0.550月	一般職	0.4950 ～ 0.65	0.4500 ～ 0.60
	成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合																																					
	改正後	現行																																						
指定職	1.0120 ～ 1.3799	0.9240 ～ 1.2599	1.150月																																					
部長級	0 ～ 2.05	0 ～ 1.95	1.425月																																					
課長級	0 ～ 2.20	0 ～ 2.15	1.325月																																					
課長代理級	1.00125 ～ 1.65	0.91225 ～ 1.55	1.125月																																					
主任以下等	1.0125 ～ 1.55	0.9225 ～ 1.45																																						
再 任 用	指定職	0.5280 ～ 0.7199	0.4840 ～ 0.6599																																					
	管理職	0.5785 ～ 1.00	0.5340 ～ 1.00																																					
	監督職	0.4895 ～ 0.65	0.4450 ～ 0.60	0.550月																																				
	一般職	0.4950 ～ 0.65	0.4500 ～ 0.60																																					
<b>施 行 期 日</b> 附則第1項 附則第2項	<p>公布の日（令和4年12月22日予定）</p> <p>令和4年12月1日から適用</p>																																							

### 14 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「I」の「13」と同様の改正を行う。

## 15 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																				
<b>管理職員特別勤務 手当の額等</b> 第2条第2項 第2号（新設） 第3条第1項 第1号 第2号（新設）  附則第3項	<p>【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う改正】</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員に対する支給額を給料の特別調整額の区分に応じて規定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 60%;">対象者</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">週休日・休日勤務</td> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>部長級（区分1～5）</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>課長級（区分6～9）</td> <td style="text-align: right;">9,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハ</td> <td>専門課長（区分10）</td> <td style="text-align: right;">7,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ニ</td> <td>無任所担当部長（区分11）</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ホ</td> <td>無任所担当課長（区分12）</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平日深夜勤務</td> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>部長級（区分1～5）</td> <td style="text-align: right;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>課長級（区分6～9）</td> <td style="text-align: right;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハ</td> <td>専門課長（区分10）</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ニ</td> <td>無任所担当部長（区分11）</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ホ</td> <td>無任所担当課長（区分12）</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【上記の改正に伴う規定整備】</p> <p>職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年東京都規則第142号）の一部改正</p> <p style="padding-left: 40px;">「第3条第1項」→「第3条第1項第1号」</p>			対象者	金額	週休日・休日勤務	イ	部長級（区分1～5）	11,000円	ロ	課長級（区分6～9）	9,000円	ハ	専門課長（区分10）	7,000円	ニ	無任所担当部長（区分11）	4,000円	ホ	無任所担当課長（区分12）	3,000円	平日深夜勤務	イ	部長級（区分1～5）	5,500円	ロ	課長級（区分6～9）	4,500円	ハ	専門課長（区分10）	3,500円	ニ	無任所担当部長（区分11）	2,000円	ホ	無任所担当課長（区分12）	1,500円
		対象者	金額																																		
週休日・休日勤務	イ	部長級（区分1～5）	11,000円																																		
	ロ	課長級（区分6～9）	9,000円																																		
	ハ	専門課長（区分10）	7,000円																																		
	ニ	無任所担当部長（区分11）	4,000円																																		
	ホ	無任所担当課長（区分12）	3,000円																																		
平日深夜勤務	イ	部長級（区分1～5）	5,500円																																		
	ロ	課長級（区分6～9）	4,500円																																		
	ハ	専門課長（区分10）	3,500円																																		
	ニ	無任所担当部長（区分11）	2,000円																																		
	ホ	無任所担当課長（区分12）	1,500円																																		
<b>施行期日</b> 附則第1項	令和5年4月1日																																				
<b>経過措置</b> 附則第2項	<p>【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】</p> <p>暫定再任用職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして規則を適用</p>																																				

## 16 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

「I」の「15」と同様の改正を行う。

## 17 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>規 定 整 備</b> 第3条第2項 第4条第1項	【定年前提任用短時間勤務制の導入に伴う改正】 ○ 「法第28条の5第1項」→「法第22条の4第1項」 ○ 「再任用短時間勤務職員」→「定年前提任用短時間勤務職員」
<b>施 行 期 日</b> 附則第1項	令和5年4月1日
<b>経 過 措 置</b> 附則第2項	【暫定再任用制度導入に伴う経過措置】 暫定再任用短時間勤務職員について、定年前提任用短時間勤務職員とみなして規則を適用

## Ⅱ 人事委員会承認事項の一部改正

### 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																							
<b>局長級職員の成績率の内容</b> 第3	<p>【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】</p> <p>令和4年12月に支給する勤勉手当 (局長級)</p> <p>・勤勉月数 1.05月(現行) → 1.15月 (改正後) (現行)</p> <table border="1" data-bbox="513 721 935 1267"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td><u>1.15超～1.3799月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td><u>1.0695～1.15月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>1.012月</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、<u>1.15月</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="991 721 1412 1267"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>1.05超～1.2599月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>0.9765～1.05月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.924月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、1.05月</td> </tr> </tbody> </table>				段階	成績率	上位	<u>1.15超～1.3799月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>1.0695～1.15月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>1.012月</u>	総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>1.15月</u>		段階	成績率	上位	1.05超～1.2599月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.9765～1.05月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.924月	総務局長が別に定めるものの成績率は、1.05月	
段階	成績率																							
上位	<u>1.15超～1.3799月</u> の範囲で 支給の都度定める																							
中位	<u>1.0695～1.15月</u> の範囲で 支給の都度定める																							
下位	<u>1.012月</u>																							
総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>1.15月</u>																								
段階	成績率																							
上位	1.05超～1.2599月 の範囲で 支給の都度定める																							
中位	0.9765～1.05月 の範囲で 支給の都度定める																							
下位	0.924月																							
総務局長が別に定めるものの成績率は、1.05月																								
<b>再任用局長級職員の成績率の内容</b> 第4	<p>(再任用局長級)</p> <p>・勤勉月数 0.55月(現行) → 0.60月 (改正後) (現行)</p> <table border="1" data-bbox="513 1464 935 1955"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td><u>0.60超～0.7199月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td><u>0.5580～0.60月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.528月</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、<u>0.60月</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="991 1464 1412 1955"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>0.55超～0.6599月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>0.5115～0.55月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.484月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、0.55月</td> </tr> </tbody> </table>				段階	成績率	上位	<u>0.60超～0.7199月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.5580～0.60月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.528月</u>	総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>0.60月</u>		段階	成績率	上位	0.55超～0.6599月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.5115～0.55月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.484月	総務局長が別に定めるものの成績率は、0.55月	
段階	成績率																							
上位	<u>0.60超～0.7199月</u> の範囲で 支給の都度定める																							
中位	<u>0.5580～0.60月</u> の範囲で 支給の都度定める																							
下位	<u>0.528月</u>																							
総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>0.60月</u>																								
段階	成績率																							
上位	0.55超～0.6599月 の範囲で 支給の都度定める																							
中位	0.5115～0.55月 の範囲で 支給の都度定める																							
下位	0.484月																							
総務局長が別に定めるものの成績率は、0.55月																								
<b>附 則</b>	<p>令和4年12月22日から施行し、令和4年12月1日から適用する。</p>																							

## 2 成績率の運用に関する要綱の制定について

(知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会)

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容																																					
<b>行（一）5級等職員 の成績率の内容</b> 第4	<p>【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】</p> <p>令和4年12月に支給する勤勉手当 (部長級)</p> <p>・勤勉月数 1.325月（現行） → 1.425月</p> <table border="1" data-bbox="478 638 1452 981"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：2.05月)</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：1.95月)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>3</td> <td>50%</td> <td><u>1.32525月</u></td> <td>1.23225月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td><u>1.25400月</u></td> <td>1.16600月</td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>							改正後	現 行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：2.05月)	支給の都度定める (上限：1.95月)	上位	4	20%	中位	3	50%	<u>1.32525月</u>	1.23225月	下位	2	20%	<u>1.25400月</u>	1.16600月	最下位	1	0月	0月		
			改正後	現 行																																		
段階	評価	配分	成績率	成績率																																		
最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：2.05月)	支給の都度定める (上限：1.95月)																																		
上位	4	20%																																				
中位	3	50%	<u>1.32525月</u>	1.23225月																																		
下位	2	20%	<u>1.25400月</u>	1.16600月																																		
最下位	1		0月	0月																																		
<b>行（一）4級等職員 の成績率の内容</b> 第5	<p>(課長級)</p> <p>・勤勉月数 1.225月（現行） → 1.325月</p> <table border="1" data-bbox="483 1128 1457 1518"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="3">支給の都度定める (上限：2.2月)</td> <td rowspan="3">支給の都度定める (上限：2.15月)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位(A)</td> <td rowspan="2">3</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>中位(B)</td> <td>40%</td> <td><u>1.24550月</u></td> <td>1.15150月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td><u>1.17925月</u></td> <td>1.09025月</td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>							改正後	現 行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：2.2月)	支給の都度定める (上限：2.15月)	上位	4	20%	中位(A)	3	10%	中位(B)	40%	<u>1.24550月</u>	1.15150月	下位	2	20%	<u>1.17925月</u>	1.09025月	最下位	1	0月	0月
			改正後	現 行																																		
段階	評価	配分	成績率	成績率																																		
最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：2.2月)	支給の都度定める (上限：2.15月)																																		
上位	4	20%																																				
中位(A)	3	10%																																				
中位(B)		40%	<u>1.24550月</u>	1.15150月																																		
下位	2	20%	<u>1.17925月</u>	1.09025月																																		
最下位	1		0月	0月																																		
<b>行政系課長代理等 職員の成績率の内 容</b> 第6	<p>(課長代理級)</p> <p>・勤勉月数 1.025月（現行） → 1.125月</p> <table border="1" data-bbox="489 1675 1450 2016"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：1.65月)</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：1.55月)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>1.06875月</u></td> <td>0.97375月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>1.00125月</u></td> <td>0.91225月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>1.12500月</u></td> <td>1.02500月</td> </tr> </tbody> </table>						改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	最上位	10%	支給の都度定める (上限：1.65月)	支給の都度定める (上限：1.55月)	上位	30%	中位	60%	<u>1.06875月</u>	0.97375月	下位	<u>1.00125月</u>	0.91225月	対象外		<u>1.12500月</u>	1.02500月									
		改正後	現 行																																			
段階	配分	成績率	成績率																																			
最上位	10%	支給の都度定める (上限：1.65月)	支給の都度定める (上限：1.55月)																																			
上位	30%																																					
中位	60%	<u>1.06875月</u>	0.97375月																																			
下位		<u>1.00125月</u>	0.91225月																																			
対象外		<u>1.12500月</u>	1.02500月																																			

<p><b>行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容</b></p> <p>第7</p>	<p>(主任級以下及び技能系)</p> <p>・勤勉月数 1.025月(現行) → 1.125月</p> <table border="1" data-bbox="496 255 1434 580"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:1.55月)</td> <td>支給の都度定める (上限:1.45月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>1.0800月</u></td> <td>0.9840月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>1.0125月</u></td> <td>0.9225月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>1.1250月</u></td> <td>1.0250月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:1.55月)	支給の都度定める (上限:1.45月)	中位	60%	<u>1.0800月</u>	0.9840月	下位	<u>1.0125月</u>	0.9225月	対象外		<u>1.1250月</u>	1.0250月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限:1.55月)	支給の都度定める (上限:1.45月)																					
中位	60%	<u>1.0800月</u>	0.9840月																					
下位		<u>1.0125月</u>	0.9225月																					
対象外		<u>1.1250月</u>	1.0250月																					
<p><b>再任用管理職員の成績率の内容</b></p> <p>第8</p>	<p>(再任用管理職員)</p> <p>・勤勉月数 0.6月(現行) → 0.65月</p> <table border="1" data-bbox="496 734 1426 992"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> <td>支給の都度定める (上限:1.00月)</td> <td>支給の都度定める (上限:1.00月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">70%</td> <td><u>0.6110月</u></td> <td>0.5640月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.5785月</u></td> <td>0.5340月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	30%	支給の都度定める (上限:1.00月)	支給の都度定める (上限:1.00月)	中位	70%	<u>0.6110月</u>	0.5640月	下位	<u>0.5785月</u>	0.5340月				
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	30%	支給の都度定める (上限:1.00月)	支給の都度定める (上限:1.00月)																					
中位	70%	<u>0.6110月</u>	0.5640月																					
下位		<u>0.5785月</u>	0.5340月																					
<p><b>再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容</b></p> <p>第9</p>	<p>(再任用課長代理級)</p> <p>・勤勉月数 0.5月(現行) → 0.55月</p> <table border="1" data-bbox="496 1149 1426 1447"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:0.65月)</td> <td>支給の都度定める (上限:0.6月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.5225月</u></td> <td>0.4750月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4895月</u></td> <td>0.4450月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.5500月</u></td> <td>0.5000月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:0.65月)	支給の都度定める (上限:0.6月)	中位	60%	<u>0.5225月</u>	0.4750月	下位	<u>0.4895月</u>	0.4450月	対象外		<u>0.5500月</u>	0.5000月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限:0.65月)	支給の都度定める (上限:0.6月)																					
中位	60%	<u>0.5225月</u>	0.4750月																					
下位		<u>0.4895月</u>	0.4450月																					
対象外		<u>0.5500月</u>	0.5000月																					
<p><b>再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容</b></p> <p>第10</p>	<p>(再任用主任級以下及び技能系)</p> <p>・勤勉月数 0.5月(現行) → 0.55月</p> <table border="1" data-bbox="496 1599 1426 1897"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:0.65月)</td> <td>支給の都度定める (上限:0.6月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.5280月</u></td> <td>0.4800月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4950月</u></td> <td>0.4500月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.5500月</u></td> <td>0.5000月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:0.65月)	支給の都度定める (上限:0.6月)	中位	60%	<u>0.5280月</u>	0.4800月	下位	<u>0.4950月</u>	0.4500月	対象外		<u>0.5500月</u>	0.5000月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限:0.65月)	支給の都度定める (上限:0.6月)																					
中位	60%	<u>0.5280月</u>	0.4800月																					
下位		<u>0.4950月</u>	0.4500月																					
対象外		<u>0.5500月</u>	0.5000月																					
<p><b>附 則</b></p>	<p>令和4年12月22日から施行し、令和4年12月1日から適用する。</p>																							

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

4 総人職第 941 号  
令和 4 年 12 月 12 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池百合子  
( 公 印 省 略 )

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 16 条に基づき、承認方申請します。

#### 記

- 1 改正する規則  
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）
- 2 改正の理由  
妊娠症状対応休暇の取得単位の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文  
別添のとおり

4 教 人 勤 第 308 号  
令和 4 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会      殿

東 京 都 教 育 委 員 会  
( 公 印 省 略 )

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 17 条に基づき、承認方申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都教育委員会規則第 5 号）

##### 2 改正の理由

妊娠症状対応休暇の取得単位の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

4 総人職第 942 号  
令和 4 年 12 月 12 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子

(公印省略)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について (申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 15 号) 第 19 条に基づき、承認方申請します。

#### 記

1 改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 27 年東京都規則第 4 号)

2 改正の理由

妊娠症状対応休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 教総総第 2046 号  
令和 4 年 12 月 12 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
(公印省略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の  
一部改正について (申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 15 号) 第 19 条の規定に基づき、承認を申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 27 年東京都教育委員会規則第 8 号)

##### 2 改正の理由

妊娠症状対応休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

4 教人職第 1 8 8 3 号  
令和 4 年 1 2 月 1 2 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
(公印省略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の  
一部改正について (申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 45 号) 第 20 条の 2 の規定に基づき、承認方申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 27 年東京都教育委員会規則第 9 号)

##### 2 改正の理由

妊娠症状対応休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

4 教人勤第 3 0 3 号

令和 4 年 1 2 月 1 2 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

( 公 印 省 略 )

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則等の一部改正について（申請）

このことについて、妊娠症状対応休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第5条等の規定に基づき承認方申請します。

改正する規則	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第5条	承認申請
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第10条において準用する第5条	承認申請

4 議 総 第 8 1 1 号  
令和 4 年 1 2 月 1 2 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

三 宅 し げ き

( 公 印 省 略 )

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

#### 記

##### 1 改正する規程

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年東京都議会議長訓令第 5 号）

##### 2 改正の理由

妊娠症状対応休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

監．総．企．管 5 8 0 2 号  
令和 4 年 1 2 月 1 2 日

東京都人事委員会 殿

警視総監 小 島 裕 史  
( 公 印 省 略 )

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年 3 月 30 日訓令甲第 17 号）

##### 2 改正の理由

妊娠症状対応休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

4 人 人 第 1 6 5 6 号  
令和 4 年 1 2 月 1 2 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁  
消防総監 清水 洋文  
( 公 印 省 略 )

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

#### 記

##### 1 改正する規程

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年 3 月東京消防庁訓令第 16 号）

##### 2 改正の理由

妊娠症状対応休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添えのとおり

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池 百合子  
(公 印 省 略)

職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正を踏まえ、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、改正後の給与条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 改正する規則  
職員の給料の調整額に関する規則（昭和 47 年東京都規則第 161 号）
- 2 改正理由  
給与条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文  
別添のとおり

4 教人勤第 2 9 7 号

令和 4 年 1 2 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

( 公 印 省 略 )

学校職員の給料の調整額に関する規則の改正等について（申請・協議）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 68 号）の一部改正等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第 11 条第 2 項等の規定に基づき承認方申請及び協議します。

名 称	番号	根拠規定	備考
学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第11条第2項	承認申請
学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第21条の2第4項	承認申請
学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の2第2項	承認申請
給与条例改正に伴う号給の調整について	---	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年東京都条例第〇〇号)附則第3条及び第4条	協議

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正を踏まえ、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、改正後の給与条例第 21 条の 2 第 4 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）

2 改正理由

給与条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正文

別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池 百合子  
(公 印 省 略)

東京都規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 68 号）による改正後の職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 18 条の 3 第 3 項及び第 22 条の 3 第 3 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 3 年東京都規則第 400 号）

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和 39 年東京都規則第 252 号）

2 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 総人第 2 2 8 2 号  
令和 4 年 1 2 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池 百合子  
( 公 印 省 略 )

人事委員会承認事項の規定整備について ( 申請 )

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則 ( 昭和 54 年東京都規則第 28 号 ) 第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について ( 平成 23 年 3 月 24 日付 22 人委任第 131 号承認 ) 【別紙】

2 適用年月日

令和 4 年 12 月 22 日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

4 総人制第 1526 号  
令和 4 年 12 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子  
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤奨手当に関する規則 (昭和 54 年東京都規則第 28 号) 第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認) 【別紙】

2 適用年月日

令和 4 年 12 月 22 日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

4 議 総 第 7 7 8 号  
令和 4 年 1 2 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長  
三宅 しげき  
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正については、令和 4 年 12 月 13 日付 4 総人制第 1526 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認)

4 監 総 第 7 6 5 号  
令和 4 年 1 2 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員 茂 垣 之 雄  
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正については、令和 4 年 12 月 13 日付 4 総人制第 1526 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認)

4 選 総 第 9 4 1 号  
令和 4 年 1 2 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会委員長

澤 野 正 明

(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 4 年 12 月 13 日付 4 総人制第 1526 号による知事の例により実施  
したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

4 人委総第716号  
令和4年12月13日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会  
委員長 青山 侑  
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和4年12月13日付4総人制第1526号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

4 東京漁調第 93 号  
令和 4 年 12 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元 貴文  
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正について、令和 4 年 12 月 13 日付 4 総人制第 1526 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 16 年 11 月 24 日付 16 人委任第 114 号承認)

4 教人勤第 307 号  
令和 4 年 12 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則 (昭和 54 年東京都規則第 28 号) 第 3 条の 4 第 1 項及び改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則 (昭和 54 年東京都教育委員会規則第 16 号) 第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する要綱

(1) 成績率の運用に関する要綱

(平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認) 【別紙 1】

(2) 教育職員等の成績率の運用に関する要綱

(平成 8 年 3 月 29 日付 7 人委任第 223 号承認) 【別紙 2】

2 適用年月日

令和 4 年 12 月 22 日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

監．警．給．審第5913号  
令和4年12月13日

東京都人事委員会 殿

警視總監  
小島 裕史  
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和4年12月22日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

4 人 職 第 8 9 0 号  
令和 4 年 1 2 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁  
消 防 総 監 清水 洋文  
( 公 印 省 略 )

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）（別紙）

2 適用年月日

令和4年12月22日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

## 規則改正案文一覧

## ～ 目 次 ～

## I 東京都規則等の一部改正

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（5頁）
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（6頁）
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（8頁）
- 6 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（10頁）
- 7 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（12頁）
- 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（14頁）
- 9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（15頁）
- 10 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（17頁）
- 11 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（19頁）
- 12 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（20頁）
- 13 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（25頁）
- 14 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（27頁）
- 15 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（30頁）
- 16 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（33頁）
- 17 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則（37頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員（号）の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「、日」の下に「又は時間」を加える。

第二十八条の三第一項中「使用した」の下に「第十八条、」を加え、同条第二項中「使用した」の下に「第十八条、」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「ときは」の下に「、第十八条第二項」を加える。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「、日」の下に「又は時間」を加える。

第二十九条の三第一項中「使用した」の下に「第十九条、」を加え、同条第二項中「使用した」の下に「第十九条、」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「ときは」の下に「、第十九条第二項」を加える。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「妊娠出産休暇」の下に「、妊娠症状対応休暇」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

（妊娠症状対応休暇）

第十七条の二 妊娠症状対応休暇については、規則第十八条の規定を準用する。

第三十二条第一項中「使用した」及び「職員の」の下に「第十七条の二、」を加え、同条第二項中「使用した」の下に「第十七条の二、」を、「ときは」の下に「、第十七条の二」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十八号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「妊娠出産休暇」の下に「、妊娠症状対応休暇」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

（妊娠症状対応休暇）

第十七条の二 妊娠症状対応休暇については、規則第十八条の規定を準用する。

第三十二条第一項中「使用した」及び「職員の」の下に「第十七条の二、」を加え、同条第二項中「使用した」の下に「第十七条の二、」を、「ときは」の下に「、第十七条の二」を加える。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

・東京都教育委員会規則第 号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部  
を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を  
次のように改正する。

第十五条第一項中「妊娠出産休暇」の下に「、妊娠症状対応休暇」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

（妊娠症状対応休暇）

第十七条の二 妊娠症状対応休暇については、規則第十九条の規定を準用する。

第三十二条第一項中「第二十二條の二」を「第十七條の二、第二十條の二」に改め、同条第二項中「第二十二條の二」を  
「第十七條の二、第二十條の二」に改め、「使用する」を「使用しようとする」に改める。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第二号中「、第十八条」を「から第十九条まで」に改め、同条第三項中「使用した」の下に「妊娠症状対応休暇、」を加え、同条第六項中「第四項」を「前二項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第十八条の二第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「、第十八条」を「から第十九条まで」に改める。

第二十四条第一項中「使用した」の下に「妊娠症状対応休暇、」を加え、同条第二項中「使用した」の下に「妊娠症状対応休暇、」を、「勤務時間規則」の下に「第十九条、」を加える。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

●東京都議会議員長訓令第 号

東京都議会事務局

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議員長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

東京都議会議員長 三宅 しげき

第十四条第一項中「妊娠出産休暇」の下に「、妊娠症状対応休暇」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（妊娠症状対応休暇）

第十六条の二 妊娠症状対応休暇については、規則第十八条の規定を準用する。

第三十一条第一項中「使用した」及び「職員の」の下に「第十六条の二、」を加え、同条第二項中「使用した」の下に「第十六条の二、」を、「ときは」の下に「、第十六条の二」を加える。

附 則

この訓令は、令和五年一月一日から施行する。

訓令甲第 号

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程及び警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月22日

警視総監 小島裕史

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程及び警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

(警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(平成7年3月31日訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「1日」を「日又は時間」に改める。

第23条第1項中「使用した」の次に「第12条、」を加え、同条第2項中「使用した」の次に「第12条、」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「ときは」の次に「、第12条第1項」を加える。

(警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「妊娠出産休暇」の次に「、妊娠症状対応休暇」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

(妊娠症状対応休暇)

第15条の2 会計年度任用職員の妊娠症状対応休暇については、休日休暇規程第12条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「女性職員」とあるのは、「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第31条第1項中「使用した」の次に「第15条の2、」を、「会計年度任用職員の」の次に「第15条の2、」を加え、同条第2項中「使用した」の次に「第15条の2、」を、「ときは」の次に「、第15条の2」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

東京消防庁訓令第●●号

庁 中 一 般  
消 防 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月●●日

東京消防庁  
消防総監 清水 洋文

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、<u>妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、</u>母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>第15条・第16条 [略]</p> <p>(妊娠症状対応休暇)</p> <p><u>第16条の2 妊娠症状対応休暇については、規則第18条の規定を準用する。</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、<u>妊娠出産休暇、</u>母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>第15条・第16条 [同左]</p> <p>[新設]</p>

<p>(1時間を単位として使用した特別休暇への換算等)</p> <p>第31条 1時間を単位として使用した<u>第16条の2、第19条の2</u>から第20条まで及び第24条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の<u>第16条の2、第19条の2</u>から第20条まで及び第24条に規定する休暇の日への換算については、人事部長が別に定める。</p> <p>2 1時間を単位として使用した<u>第16条の2、第19条の2</u>から第20条まで及び第24条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、<u>第16条の2、第19条の2</u>から第20条まで及び第24条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。</p>	<p>(1時間を単位として使用した特別休暇への換算等)</p> <p>第31条 1時間を単位として使用した<u>第19条の2</u>から第20条まで及び第24条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の<u>第19条の2</u>から第20条まで及び第24条に規定する休暇の日への換算については、人事部長が別に定める。</p> <p>2 1時間を単位として使用した<u>第19条の2</u>から第20条まで及び第24条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、<u>第19条の2</u>から第20条まで及び第24条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

附 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「二九、八〇〇円」を「二九、九〇〇円」に、「三七、八〇〇円」を「三七、九〇〇円」に、「三八、〇〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「三四、二〇〇円」を「三四、三〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の規定により既に支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	定額
1 級	11,600 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 8,558 円、2 号給 8,629 円、3 号給 8,701 円、4 号給 8,772 円、5 号給 8,849 円、 6 号給 8,932 円、7 号給 9,014 円、8 号給 9,102 円、9 号給 9,190 円、10 号給 9,284 円、 11 号給 9,383 円、12 号給 9,487 円、13 号給 9,592 円、14 号給 9,696 円、15 号給 9,806 円、 16 号給 9,916 円、17 号給 10,032 円、18 号給 10,158 円、19 号給 10,285 円、20 号給 10,411 円、 21 号給 10,538 円、22 号給 10,593 円、23 号給 10,653 円、24 号給 10,714 円、25 号給 10,780 円、 26 号給 10,846 円、27 号給 10,912 円、28 号給 10,978 円、29 号給 11,044 円、30 号給 11,104 円、 31 号給 11,165 円、32 号給 11,225 円、33 号給 11,291 円、34 号給 11,357 円、35 号給 11,429 円、 36 号給 11,500 円、37 号給 11,572 円
2 級	14,300 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 10,219 円、2 号給 10,329 円、3 号給 10,439 円、4 号給 10,549 円、5 号給 10,659 円、 6 号給 10,774 円、7 号給 10,884 円、8 号給 10,994 円、9 号給 11,104 円、10 号給 11,209 円、 11 号給 11,313 円、12 号給 11,418 円、13 号給 11,522 円、14 号給 11,627 円、15 号給 11,731 円、 16 号給 11,836 円、17 号給 11,946 円、18 号給 12,061 円、19 号給 12,177 円、20 号給 12,292 円、 21 号給 12,402 円、22 号給 12,518 円、23 号給 12,628 円、24 号給 12,743 円、25 号給 12,853 円、 26 号給 12,969 円、27 号給 13,079 円、28 号給 13,189 円、29 号給 13,299 円、30 号給 13,409 円、 31 号給 13,524 円、32 号給 13,634 円、33 号給 13,744 円、34 号給 13,860 円、35 号給 13,970 円、 36 号給 14,080 円、37 号給 14,190 円
3 級	14,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 13,442 円、2 号給 13,563 円、3 号給 13,678 円、4 号給 13,794 円、5 号給 13,909 円、 6 号給 14,030 円、7 号給 14,146 円、8 号給 14,267 円、9 号給 14,382 円、10 号給 14,503 円、 11 号給 14,624 円、12 号給 14,745 円
4 級	15,100 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 14,696 円、2 号給 14,817 円、3 号給 14,938 円、4 号給 15,059 円
5 級	15,700 円
6 級	17,300 円

別表第2（第3条関係）

職務の級	定額
1 級	<p>7,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1 号給 7,002 円、2 号給 7,060 円、3 号給 7,119 円、4 号給 7,177 円、5 号給 7,240 円、6 号給 7,308 円、7 号給 7,375 円、8 号給 7,447 円、9 号給 7,519 円、10 号給 7,596 円、11 号給 7,677 円、12 号給 7,762 円</p>
2 級	<p>10,700 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1 号給 8,361 円、2 号給 8,451 円、3 号給 8,541 円、4 号給 8,631 円、5 号給 8,721 円、6 号給 8,815 円、7 号給 8,905 円、8 号給 8,995 円、9 号給 9,085 円、10 号給 9,171 円、11 号給 9,256 円、12 号給 9,342 円、13 号給 9,427 円、14 号給 9,513 円、15 号給 9,598 円、16 号給 9,684 円、17 号給 9,774 円、18 号給 9,868 円、19 号給 9,963 円、20 号給 10,057 円、21 号給 10,147 円、22 号給 10,242 円、23 号給 10,332 円、24 号給 10,426 円、25 号給 10,516 円、26 号給 10,611 円</p>
3 級	<p>11,000 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1 号給 10,998 円</p>
4 級	11,300 円
5 級	11,500 円
6 級	12,600 円

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(内 払)

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の学校職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて、職員に支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の九千二百四十」を「一万分の一万百二十」に、「一万分の一万二千五百九十九」を「一万分の一万三千七百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の一万九千五百」を「一万分の二万五百」に改め、同項第三号中「一万分の二万一千五百」を「一万分の二万二千」に改め、同項第四号中「一万分の九千二百二十二・五」を「一万分の一万十二・五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千二百二十五」を「一万分の一万百二十五」に、「一万分の一万四千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第六号中「一万分の四千八百四十」を「一万分の五千二百八十」に、「一万分の六千五百九十九」を「一万分の七千九十九」に改め、同項第七号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千七百八十五」に改め、同項第八号中「一万分の四千四百五十」を「一万分の四千八百九十五」に、「一万分の六千」を「一万分の六千五百」に改め、同項第九号中「一万分の四千五百」を「一万分の四千九百五十」に、「一万分の六千」を「一万分の六千五百」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、

令和四年十二月一日から適用する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万一千五百」を「一万分の二万二千」に改め、同項第二号中「一万分の九千二百二十五」を「一万分の一万十二・五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第三号中「一万分の九千二百二十五」を「一万分の一万百二十五」に、「一万分の一万四千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第四号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千七百八十五」に改め、同項第五号中「一万分の四千四百五十」を「一万分の四千八百九十五」に、「一万分の六千」を「一万分の六千五百」に改め、同項第六号中「一万分の四千五百」を「一万分の四千九百五十」に、「一万分の六千」を「一万分の六千五百」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定

は、令和四年十二月一日から適用する。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「条例」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例」に、「職員」を「もの」に改め、「昭和三十二年東京都訓令甲第十号」の下に「。以下「特別調整額規程」という。」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に応じて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 一万一千円
- ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 九千円
- ハ 区分十 七千円
- ニ 区分十一 四千円
- ホ 区分十二 三千円

第三条第一項を次のように改める。

条例第十八条の三第三項第二号の東京都規則で定める額は、次に定める額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に依じて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 六千円

ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 五千円

ハ 区分十 四千円

ニ 区分十一 二千五百円

ホ 区分十二 二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に依じて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 五千五百円

ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 四千五百円

ハ 区分十 三千五百円

ニ 区分十一 二千円

ホ 区分十二 千五百円

附  
則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

3 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都規則第四百十二号）の一部を次のように改正する。

附則の改正規定中「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改める。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都教育委員会規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「条例」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例」に、「職員」を「もの」に改め、「東京都教育委員会規則第二十一号」の下に「。以下「管理職手当支給規則」という。」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額と
- イ 区分六、区分七又は区分九 九千円
- ロ 区分十 七千円

第三条第一項を次のように改める。

条例第二十一条の二第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次に定める額と

する。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分六、区分七又は区分九 五千円

ロ 区分十 四千元

二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分六、区分七又は区分九 四千五百円

ロ 区分十 三千五百円

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第

三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。この規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第二条第二項

3

第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東

京都教育委員会規則第四十三号）の一部を次のように改正する。  
附則の改正規定中「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改める。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則  
農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和三十九年東京都規則第二百五十二号）の  
部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用  
短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
第四条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め  
る。

#### 附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項  
又は第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の農林漁業普及指  
導手当に関する規則第三条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

# 承認事項改正案文一覧

## ～ 目 次 ～

### II 人事委員会承認事項の一部改正

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（2頁）
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）（4頁）

別紙

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（現行のとおり）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>11500</u>超10000分の<u>13799</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>10695</u>超10000分の<u>11500</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>10120</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>11500</u>とする。</p> <p>（再任用局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>6000</u>超10000分の<u>7199</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5580</u>以上10000分の<u>6000</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5280</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>6000</u>とする。</p> <p>第5から第10まで（現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>10500</u>超10000分の<u>12599</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9765</u>以上10000分の<u>10500</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9240</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>10500</u>とする。</p> <p>（再任用局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>5500</u>超10000分の<u>6599</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5115</u>以上10000分の<u>5500</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4840</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>5500</u>とする。</p> <p>第5から第10まで（略）</p>

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

## 記

改正案	現行
<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>13252.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>12540</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位(A)（現行のとおり）</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>12455</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>11792.5</u></p> <p>(6) 最下位（現行のとおり）</p>	<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>12322.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>11660</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位(A)（略）</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>11515</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>10902.5</u></p> <p>(6) 最下位（略）</p>

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 最上位 (現行のとおり)

(2) 上位 (現行のとおり)

(3) 中位 10000分の10687.5

(4) 下位 10000分の10012.5

(5) 対象外 10000分の11250

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の10800

(3) 下位 10000分の10125

(4) 対象外 10000分の11250

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の6110

(3) 下位 10000分の5785

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (略)

2 (略)

(1) 最上位 (略)

(2) 上位 (略)

(3) 中位 10000分の9737.5

(4) 下位 10000分の9122.5

(5) 対象外 10000分の10250

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の9840

(3) 下位 10000分の9225

(4) 対象外 10000分の10250

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の5640

(3) 下位 10000分の5340

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上 位 (現行のとおり)
- (2) 中 位 10000分の5225
- (3) 下 位 10000分の4895
- (4) 対象外 10000分の5500

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上 位 (現行のとおり)
- (2) 中 位 10000分の5280
- (3) 下 位 10000分の4950
- (4) 対象外 10000分の5500

第11から第22まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行し、令和4年12月1日か  
ら適用する。

- (1) 上 位 (略)
- (2) 中 位 10000分の4750
- (3) 下 位 10000分の4450
- (4) 対象外 10000分の5000

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

- (1) 上 位 (略)
- (2) 中 位 10000分の4800
- (3) 下 位 10000分の4500
- (4) 対象外 10000分の5000

第11から第22まで (略)

成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

## 記

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上 位（現行のとおり）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>13252.5</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>12540</u></p> <p>（5）最下位（現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上 位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位(A)（現行のとおり）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>12455</u></p>	<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上 位（略）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12322.5</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11660</u></p> <p>（5）最下位（略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上 位（略）</p> <p>（3）中位(A)（略）</p> <p>（4）中位(B) 10000分<u>11515</u></p>

<p>(5) 下位 10000分の<u>11792.5</u>  (6) 最下位 (現行のとおり)</p> <p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)  第6 (現行のとおり)  2 (現行のとおり)  (1) 最上位 (現行のとおり)  (2) 上位 (現行のとおり)  (3) 中位 10000分の<u>10687.5</u>  (4) 下位 10000分の<u>10012.5</u>  (5) 対象外 10000分の<u>11250</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)  第7 (現行のとおり)  2 (現行のとおり)  (1) 上位 (現行のとおり)  (2) 中位 10000分の<u>10800</u>  (3) 下位 10000分の<u>10125</u>  (4) 対象外 10000分の<u>11250</u></p> <p>(再任用管理職員の成績率の内容)  第8 (現行のとおり)  2 (現行のとおり)  (1) 上位 (現行のとおり)  (2) 中位 10000分の<u>6110</u>  (3) 下位 10000分の<u>5785</u></p> <p>(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p>	<p>(5) 下位 10000分の<u>10902.5</u>  (6) 最下位 (略)</p> <p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)  第6 (略)  2 (略)  (1) 最上位 (略)  (2) 上位 (略)  (3) 中位 10000分の<u>9737.5</u>  (4) 下位 10000分の<u>9122.5</u>  (5) 対象外 10000分の<u>10250</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)  第7 (略)  2 (略)  (1) 上位 (略)  (2) 中位 10000分の<u>9840</u>  (3) 下位 10000分の<u>9225</u>  (4) 対象外 10000分の<u>10250</u></p> <p>(再任用管理職員の成績率の内容)  第8 (略)  2 (略)  (1) 上位 (略)  (2) 中位 10000分の<u>5640</u>  (3) 下位 10000分の<u>5340</u></p> <p>(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p>
---	--

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5225
- (3) 下位 10000分の4895
- (4) 対象外 10000分の5500

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5280
- (3) 下位 10000分の4950
- (4) 対象外 10000分の5500

第11から第22まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4750
- (3) 下位 10000分の4450
- (4) 対象外 10000分の5000

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4800
- (3) 下位 10000分の4500
- (4) 対象外 10000分の5000

第11から第22まで (略)

教育職員等の成績率の運用に関する要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
教育職員等の成績率の運用に関する要綱	教育職員等の成績率の運用に関する要綱
第1から第3まで（現行のとおり）	第1から第3まで（略）
（教育5級等職員の成績率の内容）	（教育5級等職員の成績率の内容）
第4（現行のとおり）	第4（略）
2（現行のとおり）	2（略）
（1）最上位（現行のとおり）	（1）最上位（略）
（2）上 位（現行のとおり）	（2）上 位（略）
（3）中 位 10000分の <u>12455</u>	（3）中 位 10000分の <u>11515</u>
（4）下 位 10000分の <u>11792.5</u>	（4）下 位 10000分の <u>10902.5</u>
（5）最下位（現行のとおり）	（5）最下位（略）
（教育監督職等職員の成績率の内容）	（教育監督職等職員の成績率の内容）
第5（現行のとおり）	第5（略）
2（現行のとおり）	2（略）
（1）最上位（現行のとおり）	（1）最上位（略）
（2）上 位（現行のとおり）	（2）上 位（略）
（3）中 位 10000分の <u>10687.5</u>	（3）中 位 10000分の <u>9737.5</u>
（4）下 位 10000分の <u>10012.5</u>	（4）下 位 10000分の <u>9122.5</u>
（5）対象外 10000分の <u>11250</u>	（5）対象外 10000分の <u>10250</u>
（教育一般職員の成績率の内容）	（教育一般職員の成績率の内容）
第6（現行のとおり）	第6（略）
2（現行のとおり）	2（略）
（1）上 位（現行のとおり）	（1）上 位（略）
（2）中 位 10000分の <u>10800</u>	（2）中 位 10000分の <u>9840</u>
（3）下 位 10000分の <u>10125</u>	（3）下 位 10000分の <u>9225</u>
（4）対象外 10000分の <u>11250</u>	（4）対象外 10000分の <u>10250</u>

(再任用教育管理職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の6110
- (3) 下位 10000分の5785

(再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5225
- (3) 下位 10000分の4895
- (4) 対象外 10000分の5500

(再任用教育一般職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5280
- (3) 下位 10000分の4950
- (4) 対象外 10000分の5500

第10から20まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

(再任用教育管理職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5640
- (3) 下位 10000分の5340

(再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4750
- (3) 下位 10000分の4450
- (4) 対象外 10000分の5000

(再任用教育一般職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4800
- (3) 下位 10000分の4500
- (4) 対象外 10000分の5000

第10から20まで (略)

【別紙】

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。  
記

改正案	現行
<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、令和4年12月22日から施行し、令和4年12月1日から適用する。</p>	<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（略）</p>

改正案

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% <sup>A</sup> 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 <sup>B</sup> -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 <sup>C</sup> -「A・B」)	10000分の13252.5
下位	D	10000分の12967.5
最下位	E	10000分の10402.5
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% <sup>A</sup> 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 <sup>B</sup> -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 <sup>C</sup> -「A・B」)	10000分の12455
下位	D	10000分の12190
最下位	E	10000分の9805
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% <sup>A</sup> 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 <sup>B</sup> -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 <sup>C</sup> -「A・B」)	10000分の10687.5
下位	D	10000分の10575
最下位	E	10000分の10012.5
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% <sup>A</sup> 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 <sup>B</sup> -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 <sup>C</sup> -「A・B」)	10000分の12322.5
下位	D	10000分の12057.5
最下位	E	10000分の9672.5
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% <sup>A</sup> 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 <sup>B</sup> -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 <sup>C</sup> -「A・B」)	10000分の11515
下位	D	10000分の11270
最下位	E	10000分の9065
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10% <sup>A</sup> 以内)	支給の都度定める。
上位	(30%以内 <sup>B</sup> -「A」)	支給の都度定める。
中位	(95%以内 <sup>C</sup> -「A・B」)	10000分の9737.5
下位	D	10000分の9635
最下位	E	10000分の9122.5
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

現行

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の10687.5
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の10012.5
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9737.5
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9122.5
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の10800
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の10125
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9840
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9225
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の6110
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の5785
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5640
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の5340
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5225
下位	個評価欄の評語がD又はEの者	10000分の4895
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5225
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4895
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5280
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4950
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4750
下位	個評価欄の評語がD又はEの者	10000分の4450
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4750
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4450
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4800
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4500
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

## 別紙

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

改正案	現行
<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>13252.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>12540</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>12455</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>11792.5</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p>	<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>12322.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>11660</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>11515</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>10902.5</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p>

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の10687.5
- (4) 下位 10000分の10350
- (5) 最下位 10000分の10012.5
- (6) 対象外 10000分の11250

第7 主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
  - (1) 最上位 (現行のとおり)
  - (2) 上位 (現行のとおり)
  - (3) 中位 10000分の10800
  - (4) 下位 10000分の10462.5
  - (5) 最下位 10000分の10125
  - (6) 対象外 10000分の11250

第8 再任用管理職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
  - (1) 上位 (現行のとおり)
  - (2) 中位 10000分の6110
  - (3) 下位 10000分の5785

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
  - (1) 上位 (現行のとおり)
  - (2) 中位 10000分の5225
  - (3) 下位 10000分の4895
  - (4) 対象外 10000分の5500

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の9737.5
- (4) 下位 10000分の9430
- (5) 最下位 10000分の9122.5
- (6) 対象外 10000分の10250

第7 主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
  - (1) 最上位 (略)
  - (2) 上位 (略)
  - (3) 中位 10000分の9840
  - (4) 下位 10000分の9532.5
  - (5) 最下位 10000分の9225
  - (6) 対象外 10000分の10250

第8 再任用管理職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
  - (1) 上位 (略)
  - (2) 中位 10000分の5640
  - (3) 下位 10000分の5340

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
  - (1) 上位 (略)
  - (2) 中位 10000分の4750
  - (3) 下位 10000分の4450
  - (4) 対象外 10000分の5000

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の5280

(3) 下位 10000分の4950

(4) 対象外 10000分の5500

第11から第25まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行し、令和4年12月1日  
から適用する。

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の4800

(3) 下位 10000分の4500

(4) 対象外 10000分の5000

第11から第25まで (略)

## 規則改正新旧対照表

## ～ 目 次 ～

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（4頁）
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（6頁）
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（8頁）
- 6 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（10頁）
- 7 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（11頁）
- 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（12頁）
- 9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（14頁）
- 10 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（16頁）
- 11 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（17頁）
- 12 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（19頁）
- 13 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（21頁）
- 14 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（23頁）
- 15 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（26頁）
- 16 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則（28頁）

改正案

現行

<p>第一条から第十七条まで（現行のとおり） （妊娠症状対応休暇） 第十八条（現行のとおり）</p> <p>2 妊娠症状対応休暇は、一回の妊娠について、日又は時間を単位として十日以内で承認する。</p> <p>3（現行のとおり） 第十八条の二から第二十八条の二まで（現行のとおり） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等） 第二十八条の三 一時間を単位として使用した第十八条、第二十二條から第二十二條の三まで、第二十六条の三及び第二十六条の四に規定する休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。 一から四まで（現行のとおり）</p> <p>2 一時間を単位として使用した第十八条、第二十二條から第二十二條の三まで、第二十六条の三及び第二十六条の四に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第十八條第二項、第二十二條第二項、第二十二條の三第二項及び第二十六条の四第二項の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。</p> <p>第二十八条の四及び第二十九条（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり） 別記第一号様式から第六号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十七条まで（略） （妊娠症状対応休暇） 第十八条（略）</p> <p>2 妊娠症状対応休暇は、一回の妊娠について、日を単位として十日以内で承認する。</p> <p>3（略） 第十八条の二から第二十八条の二まで（略） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等） 第二十八条の三 一時間を単位として使用した第二十二條から第二十二條の三まで、第二十六条の三及び第二十六条の四に規定する休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。 一から四まで（略）</p> <p>2 一時間を単位として使用した第二十二條から第二十二條の三まで、第二十六条の三及び第二十六条の四に規定する休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十二條第二項、第二十二條の三第二項、第二十二條の三第二項及び第二十六条の四第二項の規定にかかわらず、当該残日数のすべてを承認することができる。</p> <p>第二十八条の四及び第二十九条（略） 別表第一から別表第三まで（略） 別記第一号様式から第六号様式まで（略）</p>
--	---

改正案	現行
<p>第一条から第十八条まで（現行のとおり） （妊娠症状対応休暇）</p> <p>第十九条（現行のとおり）</p> <p>2 妊娠症状対応休暇は、一回の妊娠について、日又は時間を単位として十日以内で承認する。</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>第十九条の二から第二十九条の二まで（現行のとおり） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）</p> <p>第二十九条の三 一時間を単位として使用した第十九条、第二十三条から第二十三条の三まで、第二十七条の三及び第二十七条の四に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第十九条第二項、第二十三条第二項、第二十三条の三第二項、第二十三条の三第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第二項の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。</p> <p>第二十九条の四から第三十二条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり） 別記第一号様式から第六号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十八条まで（略） （妊娠症状対応休暇）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 妊娠症状対応休暇は、一回の妊娠について、日を単位として十日以内で承認する。</p> <p>3（略）</p> <p>第十九条の二から第二十九条の二まで（略） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）</p> <p>第二十九条の三 一時間を単位として使用した第二十三条から第二十三条の三まで、第二十七条の三及び第二十七条の四に規定する休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。</p> <p>一から四まで（略）</p> <p>2 一時間を単位として使用した第二十三条から第二十三条の三まで、第二十七条の三及び第二十七条の四に規定する休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十三条第二項、第二十三条の三第二項、第二十三条の三第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第二項の規定にかかわらず、当該残日数のすべてを承認することができる。</p> <p>第二十九条の四から第三十二条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略） 別記第一号様式から第六号様式まで（略）</p>

<p>第一条から第十四条まで（現行のとおり） （特別休暇） 第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2（現行のとおり） 第十六条及び第十七条（現行のとおり） （妊娠症状対応休暇） 第十七条の二 妊娠症状対応休暇については、規則第十八条の規定を準用する。 第十八条から第三十一条まで（現行のとおり） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等） 第三十二条 一時間を単位として使用した第十七条の二、第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の第十七条の二、第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、総務局長が別に定める。</p>	<p>第一条から第十四条まで（略） （特別休暇） 第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2（略） 第十六条及び第十七条（略） （新設） 第十八条から第三十一条まで（略） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等） 第三十二条 一時間を単位として使用した第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、総務局長が別に定める。</p>
<p>2 一時間を単位として使用した第十七条の二、第二十条の二から</p>	<p>2 一時間を単位として使用した第二十条の二から第二十一条まで</p>

第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第十七条の二、第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十三条（現行のとおり）

別表第一から別表第四まで（現行のとおり）

及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十三条（略）

別表第一から別表第四まで（略）

改正案	現行
<p>第一条から第十四条まで（現行のとおり） （特別休暇）</p> <p>第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり） 第十六条及び第十七条（現行のとおり） （妊娠症状対応休暇）</p> <p>第十七条の二 妊娠症状対応休暇については、規則第十八条の規定を準用する。</p> <p>第十八条から第三十一条まで（現行のとおり） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）</p> <p>第三十二条 一時間を単位として使用した第十七条の二、第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の第十七条の二、第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。</p> <p>2 一時間を単位として使用した第十七条の二、第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第十七条の二、第二十条の二から第二十一条まで及び第二</p>	<p>第一条から第十四条まで（略） （特別休暇）</p> <p>第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（略） 第十六条及び第十七条（略） （新設）</p> <p>第十八条から第三十一条まで（略） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）</p> <p>第三十二条 一時間を単位として使用した第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。</p> <p>2 一時間を単位として使用した第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十条の二から第二十一条まで及び第二十五条の規定にかかわらず、</p>

十五条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十三条 (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

当該残日数の全てを承認することができる。

第三十三条 (略)

別表第一から別表第四まで (略)

改正案	現行
<p>第一条から第十四条まで（現行のとおり） （特別休暇）</p> <p>第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第十六条及び第十七条（現行のとおり） （妊娠症状対応休暇）</p> <p>第十七条の二 妊娠症状対応休暇については、規則第十九条の規定を準用する。</p> <p>第十八条から第三十一条まで（現行のとおり） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）</p> <p>第三十二条 一時間を単位として使用した<u>第十七条の二、第二十条の二</u>から<u>第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合</u>には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の<u>第十七条の二、第二十条の二</u>から<u>第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の日への換算</u>については、教育長が別に定める。</p> <p>2 一時間を単位として使用した<u>第十七条の二、第二十条の二</u>から<u>第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合</u>において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、<u>第十七条の二、第二十条の二</u>から<u>第二十一条まで及び第二</u></p>	<p>第一条から第十四条まで（略） （特別休暇）</p> <p>第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第十六条及び第十七条（略） （新設）</p> <p>第十八条から第三十一条まで（略） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）</p> <p>第三十二条 一時間を単位として使用した<u>第二十二条の二</u>から<u>第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合</u>には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の<u>第二十二条の二</u>から<u>第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の日への換算</u>については、教育長が別に定める。</p> <p>2 一時間を単位として使用した<u>第二十二条の二</u>から<u>第二十一条まで及び第二十五条に規定する休暇の残日数全てを使用する場合</u>において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、<u>第二十二条の二</u>から<u>第二十一条まで及び第二十五条の規定にかかわらず、当該</u></p>

十五条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十三条 (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

残日数の全てを承認することができる。

第三十三条 (略)

別表第一から別表第四まで (略)

改正案	現行
<p>第一条から第十八条まで（現行のとおり） （特別休暇）</p> <p>第十八条の二（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 前号及び次項から第六項までに定めるもののほか、時間講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条から第十九条まで、第二十条から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該時間講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 一時間を単位として使用した妊娠症状対応休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもつて一日とする。ただし、勤務する日により勤務時間数が異なる時間講師の一時間を単位として与えられた当該休暇の日への換算については、教育長が別に定める。</p> <p>4及び5（現行のとおり）</p> <p>6 前二項に定めるもののほか、時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を兼業して勤務している場合の特別休暇の取扱いについては、教育長が別に定める。</p> <p>第十八条の三から第三十四条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十八条まで（略） （特別休暇）</p> <p>第十八条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号及び次項から第六項までに定めるもののほか、時間講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二十条から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該時間講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 一時間を単位として使用した出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもつて一日とする。ただし、勤務する日により勤務時間数が異なる時間講師の一時間を単位として与えられた当該休暇の日への換算については、教育長が別に定める。</p> <p>4及び5（略）</p> <p>6 第四項に定めるもののほか、時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を兼業して勤務している場合の特別休暇の取扱いについては、教育長が別に定める。</p> <p>第十八条の三から第三十四条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第三まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第二十条まで（現行のとおり） （特別休暇）</p> <p>第二十一条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 前号に定めるもののほか、日勤講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条から第十九条まで、第二十条から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。</p> <p>この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二條第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該日勤講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三條の三第二項及び第二十七條の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十二條から第二十三條まで（現行のとおり）</p> <p>（二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）</p> <p>第二十四條 一時間を単位として使用した妊娠症状対応休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。</p> <p>2 一時間を単位として使用した妊娠症状対応休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十一条において準用する勤務時間規則第十九條、第二十三條から第二十三條の三まで及び第二十七條の四の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。</p> <p>第二十四條の二から第三十八條まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十条まで（略） （特別休暇）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に定めるもののほか、日勤講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八條、第二十条から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二條第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該日勤講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三條の三第二項及び第二十七條の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十二條から第二十三條まで（略）</p> <p>（二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）</p> <p>第二十四條 一時間を単位として使用した出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。</p> <p>2 一時間を単位として使用した出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十一条において準用する勤務時間規則第二十三條から第二十三條の三まで及び第二十七條の四の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。</p> <p>第二十四條の二から第三十八條まで（略）</p> <p>別表第一から別表第三まで（略）</p>

改正案

現行

<p>第一条から第十三条まで（現行のとおり） （特別休暇） 第十四条 議長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり） 第十五条及び第十六条（現行のとおり） （妊娠症状対応休暇） 第十六条の二 妊娠症状対応休暇については、規則第十八条の規定を準用する。</p> <p>第十七条から第三十条まで（現行のとおり） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等） 第三十一条 一時間を単位として使用した第十六条の二、第十九条の二から第二十条まで及び第二十四条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の第十六条の二、第十九条の二から第二十条まで及び第二十四条に規定する休暇の日への換算については、局長が別に定める。</p> <p>2 一時間を単位として使用した第十六条の二、第十九条の二から第二十条まで及び第二十四条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする</p>	<p>第一条から第十三条まで（略） （特別休暇） 第十四条 議長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（略） 第十五条及び第十六条（略） （新設） 第十七条から第三十条まで（略） （一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等） 第三十一条 一時間を単位として使用した第十九条の二から第二十条まで及び第二十四条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる職員の第十九条の二から第二十条まで及び第二十四条に規定する休暇の日への換算については、局長が別に定める。</p> <p>2 一時間を単位として使用した第十九条の二から第二十条まで及び第二十四条に規定する休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、</p>
--	---

場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第十六条の二、第十九条の二から第二十条まで及び第二十四条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十二条 (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第十九条の二から第二十条まで及び第二十四条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第三十二条 (略)

別表第一から別表第四まで (略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）  
新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条から第12条まで（現行のとおり） （特別休暇）</p> <p>第13条 所属長は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、<u>妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第14条及び第15条（現行のとおり） <u>（妊娠症状対応休暇）</u></p> <p><u>第15条の2 会計年度任用職員の妊娠症状対応休暇については、休日休暇規程第12条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「女性職員」とあるのは、「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第16条から第30条まで（現行のとおり） （1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）</p> <p>第31条 1時間を単位として使用した<u>第15条の2、第18条の2から第19条まで及び第23条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の第15条の2、第18条の2から第19条</u></p>	<p>第1条から第12条まで（略） （特別休暇）</p> <p>第13条 所属長は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、<u>妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第14条及び第15条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第16条から第30条まで（略） （1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）</p> <p>第31条 1時間を単位として使用した第18条の2から第19条まで及び第23条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の第18条の2から第19条まで及び第23条に規定する休暇</p>

<p>まで及び第 23 条に規定する休暇の日への換算については、総務部長が別に定める。</p> <p>2 1 時間を単位として使用した第 15 条の 2、第 18 条の 2 から第 19 条まで及び第 23 条に規定する休暇の残日数を全て使用する場において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、第 15 条の 2、第 18 条の 2 から第 19 条まで及び第 23 条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。</p> <p>附 則（令和 4 年 1 2 月訓令甲第●号） この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>別表第 1 から別表第 4 まで （現行のとおり）</p>	<p>の日への換算については、総務部長が別に定める。</p> <p>2 1 時間を単位として使用した第 18 条の 2 から第 19 条まで及び第 23 条に規定する休暇の残日数を全て使用する場において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、第 18 条の 2 から第 19 条まで及び第 23 条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。</p> <p>別表第 1 から別表第 4 まで （略）</p>
--	---



学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十五号） 新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第四条まで（現行のとおり）

別表第一（第二条関係）

職務の級	定 額
1級	11,600円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>8,558</u> 円、 2号給 <u>8,629</u> 円、 3号給 <u>8,701</u> 円、 4号給 <u>8,772</u> 円、 5号給 <u>8,849</u> 円、 6号給 <u>8,932</u> 円、 7号給 <u>9,014</u> 円、 8号給 <u>9,102</u> 円、 9号給 <u>9,190</u> 円、 10号給 <u>9,284</u> 円、 11号給 <u>9,383</u> 円、 12号給 <u>9,487</u> 円、 13号給 <u>9,592</u> 円、 14号給 <u>9,696</u> 円、 15号給 <u>9,806</u> 円、 16号給 <u>9,916</u> 円、 17号給 <u>10,032</u> 円、 18号給 <u>10,158</u> 円、 19号給 <u>10,285</u> 円、 20号給 <u>10,411</u> 円、 21号給 <u>10,538</u> 円、 22号給 <u>10,593</u> 円、 23号給 <u>10,653</u> 円、 24号給 <u>10,714</u> 円、 25号給 <u>10,780</u> 円、 26号給 <u>10,846</u> 円、 27号給 <u>10,912</u> 円、 28号給 <u>10,978</u> 円、 29号給 <u>11,044</u> 円、 30号給 <u>11,104</u> 円、 31号給 <u>11,165</u> 円、 32号給 <u>11,225</u> 円、 33号給 <u>11,291</u> 円、 34号給 <u>11,357</u> 円、 35号給 <u>11,429</u> 円、 36号給 <u>11,500</u> 円、 37号給 <u>11,572</u> 円
2級	14,300円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>10,219</u> 円、 2号給 <u>10,329</u> 円、 3号給 <u>10,439</u> 円、 4号給 <u>10,549</u> 円、 5号給 <u>10,659</u> 円、 6号給 <u>10,774</u> 円、 7号給 <u>10,884</u> 円、 8号給 <u>10,994</u> 円、 9号給 <u>11,104</u> 円、 10号給 <u>11,209</u> 円、 11号給 <u>11,313</u> 円、 12号給 <u>11,418</u> 円、 13号給 <u>11,522</u> 円、 14号給 <u>11,627</u> 円、 15号給 <u>11,731</u> 円、 16号給 <u>11,836</u> 円、 17号給 <u>11,946</u> 円、 18号給 <u>12,061</u> 円、 19号給 <u>12,177</u> 円、 20号給 <u>12,292</u> 円、 21号給 <u>12,402</u> 円、 22号給 <u>12,518</u> 円、 23号給 <u>12,628</u> 円、 24号給 <u>12,743</u> 円、 25号給 <u>12,853</u> 円、 26号給 <u>12,969</u> 円、 27号給 <u>13,079</u> 円、 28号給 <u>13,189</u> 円、 29号給 <u>13,299</u> 円、 30号給 <u>13,409</u> 円、 31号給 <u>13,524</u> 円、 32号給 <u>13,634</u> 円、 33号給 <u>13,744</u> 円、 34号給 <u>13,860</u> 円、 35号給 <u>13,970</u> 円、 36号給 <u>14,080</u> 円、 37号給 <u>14,190</u> 円
3級	14,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>13,442</u> 円、 2号給 <u>13,563</u> 円、 3号給 <u>13,678</u> 円、 4号給 <u>13,794</u> 円、 5号給 <u>13,909</u> 円、 6号給 <u>14,030</u> 円、 7号給 <u>14,146</u> 円、 8号給 <u>14,267</u> 円、 9号給 <u>14,382</u> 円、 10号給 <u>14,503</u> 円、 11号給 <u>14,624</u> 円、 12号給 <u>14,745</u> 円
4級	15,100円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>14,696</u> 円、 2号給 <u>14,817</u> 円、 3号給 <u>14,938</u> 円、 4号給 <u>15,059</u> 円
5級	15,700円
6級	17,300円

現行

第一条から第四条まで（略）

別表第一（第二条関係）

職務の級	定 額
1級	11,600円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>8,195</u> 円、 2号給 <u>8,272</u> 円、 3号給 <u>8,349</u> 円、 4号給 <u>8,426</u> 円、 5号給 <u>8,508</u> 円、 6号給 <u>8,596</u> 円、 7号給 <u>8,684</u> 円、 8号給 <u>8,778</u> 円、 9号給 <u>8,871</u> 円、 10号給 <u>8,970</u> 円、 11号給 <u>9,075</u> 円、 12号給 <u>9,185</u> 円、 13号給 <u>9,295</u> 円、 14号給 <u>9,405</u> 円、 15号給 <u>9,520</u> 円、 16号給 <u>9,636</u> 円、 17号給 <u>9,757</u> 円、 18号給 <u>9,889</u> 円、 19号給 <u>10,021</u> 円、 20号給 <u>10,153</u> 円、 21号給 <u>10,285</u> 円、 22号給 <u>10,345</u> 円、 23号給 <u>10,411</u> 円、 24号給 <u>10,477</u> 円、 25号給 <u>10,549</u> 円、 26号給 <u>10,620</u> 円、 27号給 <u>10,692</u> 円、 28号給 <u>10,763</u> 円、 29号給 <u>10,835</u> 円、 30号給 <u>10,901</u> 円、 31号給 <u>10,967</u> 円、 32号給 <u>11,033</u> 円、 33号給 <u>11,104</u> 円、 34号給 <u>11,176</u> 円、 35号給 <u>11,253</u> 円、 36号給 <u>11,330</u> 円、 37号給 <u>11,407</u> 円、 <del>38号給 <u>11,484</u> 円、</del> <u>39号給 <u>11,566</u> 円</u>
2級	14,300円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>9,922</u> 円、 2号給 <u>10,037</u> 円、 3号給 <u>10,153</u> 円、 4号給 <u>10,268</u> 円、 5号給 <u>10,384</u> 円、 6号給 <u>10,505</u> 円、 7号給 <u>10,620</u> 円、 8号給 <u>10,736</u> 円、 9号給 <u>10,851</u> 円、 10号給 <u>10,961</u> 円、 11号給 <u>11,071</u> 円、 12号給 <u>11,181</u> 円、 13号給 <u>11,291</u> 円、 14号給 <u>11,401</u> 円、 15号給 <u>11,511</u> 円、 16号給 <u>11,621</u> 円、 17号給 <u>11,737</u> 円、 18号給 <u>11,858</u> 円、 19号給 <u>11,979</u> 円、 20号給 <u>12,100</u> 円、 21号給 <u>12,215</u> 円、 22号給 <u>12,336</u> 円、 23号給 <u>12,452</u> 円、 24号給 <u>12,573</u> 円、 25号給 <u>12,688</u> 円、 26号給 <u>12,809</u> 円、 27号給 <u>12,925</u> 円、 28号給 <u>13,040</u> 円、 29号給 <u>13,156</u> 円、 30号給 <u>13,271</u> 円、 31号給 <u>13,387</u> 円、 32号給 <u>13,502</u> 円、 33号給 <u>13,618</u> 円、 34号給 <u>13,739</u> 円、 35号給 <u>13,854</u> 円、 36号給 <u>13,970</u> 円、 37号給 <u>14,085</u> 円、 <del>38号給 <u>14,201</u> 円</del>
3級	14,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>13,299</u> 円、 2号給 <u>13,420</u> 円、 3号給 <u>13,541</u> 円、 4号給 <u>13,662</u> 円、 5号給 <u>13,783</u> 円、 6号給 <u>13,904</u> 円、 7号給 <u>14,025</u> 円、 8号給 <u>14,151</u> 円、 9号給 <u>14,272</u> 円、 10号給 <u>14,399</u> 円、 11号給 <u>14,525</u> 円、 12号給 <u>14,652</u> 円、 <del>13号給 <u>14,778</u> 円</del>
4級	15,100円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>14,580</u> 円、 2号給 <u>14,707</u> 円、 3号給 <u>14,833</u> 円、 4号給 <u>14,960</u> 円、 5号給 <u>15,086</u> 円
5級	15,700円
6級	17,300円

別表第二(第三条関係)

職務の級	定 額
1級	7,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>7,002</u> 円、 2号給 <u>7,060</u> 円、 3号給 <u>7,119</u> 円、 4号給 <u>7,177</u> 円、 5号給 <u>7,240</u> 円、 6号給 <u>7,308</u> 円、 7号給 <u>7,375</u> 円、 8号給 <u>7,447</u> 円、 9号給 <u>7,519</u> 円、 10号給 <u>7,596</u> 円、 11号給 <u>7,677</u> 円、 12号給 <u>7,762</u> 円
2級	10,700円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>8,361</u> 円、 2号給 <u>8,451</u> 円、 3号給 <u>8,541</u> 円、 4号給 <u>8,631</u> 円、 5号給 <u>8,721</u> 円、 6号給 <u>8,815</u> 円、 7号給 <u>8,905</u> 円、 8号給 <u>8,995</u> 円、 9号給 <u>9,085</u> 円、 10号給 <u>9,171</u> 円、 11号給 <u>9,256</u> 円、 12号給 <u>9,342</u> 円、 13号給 <u>9,427</u> 円、 14号給 <u>9,513</u> 円、 15号給 <u>9,598</u> 円、 16号給 <u>9,684</u> 円、 17号給 <u>9,774</u> 円、 18号給 <u>9,868</u> 円、 19号給 <u>9,963</u> 円、 20号給 <u>10,057</u> 円、 21号給 <u>10,147</u> 円、 22号給 <u>10,242</u> 円、 23号給 <u>10,332</u> 円、 24号給 <u>10,426</u> 円、 25号給 <u>10,516</u> 円、 26号給 <u>10,611</u> 円
3級	11,000円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>10,998</u> 円
4級	11,300円
5級	11,500円
6級	12,600円

別表第二(第三条関係)

職務の級	定 額
1級	7,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>6,705</u> 円、 2号給 <u>6,768</u> 円、 3号給 <u>6,831</u> 円、 4号給 <u>6,894</u> 円、 5号給 <u>6,961</u> 円、 6号給 <u>7,033</u> 円、 7号給 <u>7,105</u> 円、 8号給 <u>7,182</u> 円、 9号給 <u>7,258</u> 円、 10号給 <u>7,339</u> 円、 11号給 <u>7,425</u> 円、 12号給 <u>7,515</u> 円、 13号給 <u>7,605</u> 円、 14号給 <u>7,695</u> 円、 15号給 <u>7,789</u> 円
2級	10,700円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>8,118</u> 円、 2号給 <u>8,212</u> 円、 3号給 <u>8,307</u> 円、 4号給 <u>8,401</u> 円、 5号給 <u>8,496</u> 円、 6号給 <u>8,595</u> 円、 7号給 <u>8,689</u> 円、 8号給 <u>8,784</u> 円、 9号給 <u>8,878</u> 円、 10号給 <u>8,968</u> 円、 11号給 <u>9,058</u> 円、 12号給 <u>9,148</u> 円、 13号給 <u>9,238</u> 円、 14号給 <u>9,328</u> 円、 15号給 <u>9,418</u> 円、 16号給 <u>9,508</u> 円、 17号給 <u>9,603</u> 円、 18号給 <u>9,702</u> 円、 19号給 <u>9,801</u> 円、 20号給 <u>9,900</u> 円、 21号給 <u>9,994</u> 円、 22号給 <u>10,093</u> 円、 23号給 <u>10,188</u> 円、 24号給 <u>10,287</u> 円、 25号給 <u>10,381</u> 円、 26号給 <u>10,480</u> 円、 27号給 <u>10,575</u> 円、 28号給 <u>10,669</u> 円
3級	11,000円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 <u>10,881</u> 円、 2号給 <u>10,980</u> 円
4級	11,300円
5級	11,500円
6級	12,600円

改正案	現行
<p>第一条から第三条の三まで（現行のとおり） （成績率） 第三条の四（現行のとおり）</p> <p>一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の一万百二十以上一万分の一万三千七百九十九</u>以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（一）五級等職員（以下「行（一）五級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上一万分の二万五百</u>以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上一万分の二万二千</u>以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の</u></p>	<p>第一条から第三条の三まで（略） （成績率） 第三条の四（略）</p> <p>一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の九千二百四十以上一万分の一万二千五百九十九</u>以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（一）五級等職員（以下「行（一）五級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上一万分の一万九千五百</u>以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の〇以上一万分の二万一千</u>以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、<u>一万分の</u></p>

一万十二・五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者の職員の勤務成績により、一万分の一萬二千二十五以上一万分の一萬五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 局長級職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の一萬二千八十以上一万分の一萬七千九百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

七 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の一萬七千八百八十五以上一万分の一萬以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の一萬四千八百九十五以上一万分の一萬六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の一萬四千九百五十以上一万分の一萬六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (現行のとおり)

第四条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

九千二百二十二・五以上一万分の一萬五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者の職員の勤務成績により、一万分の一萬二千二十五以上一万分の一萬四千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 局長級職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の一萬四千八百四十以上一万分の一萬六千五百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

七 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の一萬三千三百四十以上一万分の一萬以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の一萬四千四百五十以上一万分の一萬六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の一萬四千五百以上一万分の一萬六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (略)

第四条から第九条まで (略)

別表第一及び別表第二 (略)

改正案	現行
<p>第一条から第三条の三まで (現行のとおり)</p> <p>(成績率)</p> <p>第三条の四 (現行のとおり)</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員(以下「教育五級等職員」という。)のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万二千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万二千・五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万百二十五以上一万分の一万五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千七百八十五以上一万分の一以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p>	<p>第一条から第三条の三まで (略)</p> <p>(成績率)</p> <p>第三条の四 (略)</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員(以下「教育五級等職員」という。)のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万一千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千二百二十・五以上一万分の一万五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千二百二十五以上一万分の一万四千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の一以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p>

五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千八百九十五以上一万分の六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千九百五十以上一万分の六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (現行のとおり)

第四条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千四百五十以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千五百以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (略)

第四条から第九条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

<p>第一条（現行のとおり） （管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に就いて同条並びに給料の特別調整額に関する規程（昭和三十一年東京都訓令甲第十号。以下「特別調整額規程」という。）及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イからホまで（現行のとおり）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に就いて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 一万一千円</p> <p>ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 九千円</p> <p>ハ 区分十 七千円</p> <p>ニ 区分十一 四千円</p> <p>ホ 区分十二 三千円</p>	<p>第一条（略） （管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 条例第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員については、その占める職に就いて同条並びに給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イからホまで（略）</p> <p>（新設）</p>
---	---

三及び四 (現行のとおり)

第三条 条例第十八条の三第三項第二号の東京都規則で定める額は、次に定める額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に就いて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 六千円

ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 五千円

ハ 区分十 四千円

ニ 区分十一 二千五百円

ホ 区分十二 二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に就いて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定めら

二及び三 (略)

第三条 条例第十八条の三第三項第二号の東京都規則で定める額は、条例第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員の占める職に就いて同条並びに給料の特別調整額に関する規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。

一 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 六千円

二 区分六、区分七、区分八又は区分九 五千円

三 区分十 四千円

四 区分十一 二千五百円

五 区分十二 二千円

(新設)

(新設)

れた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 五千五百円

ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 四千五百円

ハ 区分十 三千五百円

ニ 区分十一 二千円

ホ 区分十二 千五百円

2 (現行のとおり)

第四条 (現行のとおり)

2 (略)

第四条 (略)

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給に関する規則（昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号。以下「管理職手当支給規則」という。）の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ及びロ（現行のとおり）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 区分六、区分七又は区分九 九千円</p> <p>ロ 区分十 七千円</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>第三条 条例第二十一条の二第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次に定める額とする。</p>	<p>第一条（略） （管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受ける職員については、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給に関する規則（昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号）の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二（略）</p> <p>第三条 条例第二十一条の二第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、条例第十一条の二の規定により管理職手当の支給を受ける職員の占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給に関する規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。</p>

<p>2 （現行のとおり）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p>	<p>2 （略）</p> <p>第四条（略）</p>
<p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 区分六、区分七又は区分九 五千円</p> <p>ロ 区分十 四千円</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 区分六、区分七又は区分九 四千五百円</p> <p>ロ 区分十 三千五百円</p>	<p>一 区分六、区分七又は区分九 五千円</p> <p>二 区分十 四千円</p>

<p>第一条及び第二条（現行のとおり）</p> <p>（支給額）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條</u>の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあつては、前項に規定する手当の月額は、同項各号に規定する額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）<u>第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>（支給方法）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>一 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 月の一日から末日までの期間（月の途中において普及指導員等となり、又は普及指導員等でなくなつた場合にあつては、普及指導員等として在職した期間。以下「<u>支給期間</u>」という。）において、次に掲げる日に該当しない日（以下「<u>勤務日</u>」という。）のうち、出張（巡回指導のためのものを除く。以下同じ。）をしている日、研修を受けている日及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）に規定する公務上の災害又は通勤による災</p>	<p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（支給額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條</u>の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあつては、前項に規定する手当の月額は、同項各号に規定する額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）<u>第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p>3（略）</p> <p>（支給方法）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一 <u>再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 月の一日から末日までの期間（月の途中において普及指導員等となり、又は普及指導員等でなくなつた場合にあつては、普及指導員等として在職した期間。以下「<u>支給期間</u>」という。）において、次に掲げる日に該当しない日（以下「<u>勤務日</u>」という。）のうち、出張（巡回指導のためのものを除く。以下同じ。）をしている日、研修を受けている日及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）に規定する公務上の災害又は通勤による災害のた</p>
---	--

害のため休業する場合以外の理由により勤務しない日の合計が、その支給期間内の勤務日の合計の二分の一を超えるとき。  
イ及びロ（現行のとおり）

二 定年前再任用短時間勤務職員 支給期間において、勤務日における勤務時間条例に規定する正規の勤務時間（以下「勤務時間」という。）のうち、出張をしている時間、研修を受けている時間及び地方公務員災害補償法に規定する公務上の災害又は通勤による災害のため休業する場合以外の理由により勤務しない時間の合計が、その支給期間内の勤務時間の合計の二分の一を超えるとき。

2（現行のとおり）

第五条（現行のとおり）

め休業する場合以外の理由により勤務しない日の合計が、その支給期間内の勤務日の合計の二分の一を超えるとき。  
イ及びロ（略）

二 再任用短時間勤務職員 支給期間において、勤務日における勤務時間条例に規定する正規の勤務時間（以下「勤務時間」という。）のうち、出張をしている時間、研修を受けている時間及び地方公務員災害補償法に規定する公務上の災害又は通勤による災害のため休業する場合以外の理由により勤務しない時間の合計が、その支給期間内の勤務時間の合計の二分の一を超えるとき。

2（略）

第五条（略）